

文書番号	老人-20
版番号	5 版
発効日	2006.6.1
改正日	2024.4.1

# 社会福祉法人綜合施設美吉野園

(美吉野園老人寮)

## 運営規程

社会福祉法人綜合施設

美吉野園

承認	確認	作成

(目的)

第1条 この規定は、老人福祉法（昭和38年7月11日法133号。以下「法」という。）の理念に基づき、社会福祉法人総合施設美吉野園が経営する美吉野園老人寮（以下事業所といふ。）が公正且、効率的に運営管理するために必要な基本事項及び事業所が、入所者（以下「利用者」という。）及び地域社会にその役割を果たすために必要な基本事項を定めるものである。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。

2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行う。
3. 事業所は、利用者に対する福祉サービス全般にわたり、その向上のため常に創意工夫と最善の努力を傾注することとする。
4. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。職員による適切な支援に努めるとともに、市町村、老人福祉の支援を目的とする事業所やその他保健医療・福祉サービス提供機関との密接な連携を行うこととする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 養護老人ホーム美吉野園老人寮
- 二 所在地 奈良県吉野郡大淀町下渕 629 番地

(職員の職種及び員数)

第4条 施設を運営するために、職種ごとの職員を次のとおりとします。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）第12条第4項に規定するところによります。

(1)	施設長	1名	(常勤)
(2)	医師	1名	(嘱託医・非常勤)
(3)	主任生活相談員	1名	(常勤)
(4)	生活相談員	1名以上	(常勤)
(5)	主任支援員	1名	(常勤)
(6)	支援員	3名以上	(常勤換算)
(7)	看護職員	1名	(常勤)
(8)	栄養士	1名	(常勤)
(9)	事務員	1名	(常勤)

2. 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職務の内容)

- 第5条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとします。
- 2 医師は、利用者に対し健康管理及び寮養上の指導を行います。
  - 3 主任生活相談員は、次項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理をおこないます。
  - 4 生活相談員は、支援計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うもののほか、次に掲げる業務を行います。
    - (1) 苦情に対する内容及び対応における記録。
    - (2) 事故発生における状況及び事故に際して採った措置についての記録。
  - 5 主任支援員は、次項に規定する業務のほか、支援に対する技術指導等の内容の管理を行います。
  - 6 支援員は、支援計画に基づき、それに沿った支援を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援します。
  - 7 看護職員は、医師、協力医療機関等と連携し、保健衛生等の業務を担当します。
  - 8 栄養士は、支援計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、委託業者と連携して食材管理、衛生管理を指導します。
  - 9 事務員は、経理事務、労務事務、共済事務等の他、施設庶務を行います。

(勤務体制の確保等)

- 第6条 事業所は、利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。
2. 職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができよう、また継続性を重視した支援を行うことができるように配慮するものとする。
  3. 事業所は、職員に対し、その資質の向上を図るために研修を行うこととする。

(利用者の定員)

第7条 利用者の定員は 80 名とする。

また短期宿泊の定員は 5 名とする。

(利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、互いに抜け合って明るい生活を営み、団体生活の秩序を維持するよう努めることとする。

2. 利用者は、別に定める規則「利用者心得」を守らなければならないものとする。
3. 利用者が前項の規則に違反し、又はこの規定に基づく事業所の指導に従わないため著しく秩序を乱し、他に支障をもたらす場合には、保護の実施機関に申し出て退所の措置を求めることができることとする。
4. 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
  - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
  - (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
  - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
  - (5) 故意または過失により施設もしくは物品に損害を与え、またこれをもちだすこと。
5. 利用者が前項により損害が生じたときは、その補償を利用者またはその家族に求めるときがあるものとする。

(入所及び退所)

#### 第9条 入退所について

- (1) 事業所への入所は、措置の実施者（以下「市町村長等」という。）からの委託により行うこととする。
- (2) 事業所は、新たに入所した利用者に対し面接を行い、事業所の目的、方針、目標、ご利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めなければならない。
- (3) 事業所は、新たに入所した利用者について、心身の状況、生活暦、病歴、境遇、趣味、嗜好等の把握を行い、これを記録保存しておくものとする。
- (4) 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
- (5) 事業所は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者の退所後の生活環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助に努めることとする。
- (6) 次の場合、市町村長等に連絡し、退所措置を講じるとともに、関係者に連絡するものとする。
  - 1) 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき。
  - 2) 利用者が病院等に入院し3ヶ月以上経過したとき及び3ヶ月以上の期間入院が見込まれるとき。

3) ご利用者が死亡されたとき。

死亡した利用者に葬祭を行う者がいないときは、施設長は、法 11 条第 2 項の規定により葬祭の委託を受け葬祭を行うものとする。

- (7) 施設長は、他の利用者に著しく迷惑を及ぼすなど、集団生活の調整が難しく、利用継続が困難であると判断されるときは、市町村長等と協議するものとする。
- (8) 事業所は、利用者の退所に際しては、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることとする。
- (9) 利用者から自立した生活を営むために退所の申し出があった場合、市町村と協議し、必要に応じてその利用者が地域で自立した生活が営めるよう支援を行うものとする。

(利用者の支援に関する計画)

第10条 事業所の管理者は、生活相談員に利用者の支援に関する計画の業務を担当させるものとする。

- 2. 生活相談員は、計画の作成に当たっては、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境、その利用者及びその家族の希望等勘案し、他の職員と協議の上、行うものとする。
- 3. 生活相談員は、計画について、利用者の支援の状況等を勘案し、必要な見直しを行うこととする。

(利用者の方針)

第11条 事業所は、利用者について、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その利用者に心身の状況に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行うものとする。

- 2. 利用者の支援は、計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3. 職員は、利用者の支援に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4. 利用者の支援に当たっては、当該利用者また他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
- 5. 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(記録の整備)

第12条 利用者の支援の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年

間保存しなければならない。

- (1) 利用者の支援に関する計画。
- (2) 利用者に行った具体的な支援の内容の記録
- (3) 利用者への身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。
- (4) 苦情の内容の記録。
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。

(居宅サービスの利用)

第13条 利用者が要介護状態（介護保険法（平成9年法第123号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境に応じ、適切に居宅サービス等（同法23条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けることができるよう、必要な措置を講じることとする。

(食事)

第14条 利用者の健康増進と食生活の向上のため、給食委託業者と連携を保ち、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成適切な時間に提供する。また嗜好調査、残食調査等を行い、季節感を味わう変化に富んだ食生活の向上に努めることとする。

《食事時間》

朝食 7：30～8：30  
昼食 11：30～12：30  
夕食 17：30～18：30

(余暇活動)

第15条 健康で文化的な生活環境を提供します。生活充実の為、趣味を生かすクラブ活動、地域交流の機会を作ります。年間を通じて季節を感じていただけるように催しを実施します。

(入浴)

第16条 利用者の身体状況に応じて浴室を利用して頂けるように努めます。入浴又は清拭を週2回以上の利用できる様に支援します。

(外出及び外泊)

第17条 利用者が外出や外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設長に届け出こととする。

#### (事故発生の防止)

第18条 事故が発生した場合または発生の恐れがある危険性がある場合には、所定の用紙にて報告書を提出し、その分析を通じて改善策の徹底を図ることとする。

2. 対策委員会を中心に改善策の徹底や体制を整備するものとする。
3. 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこととする。

#### (事故発生時の対応)

第19条 事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
3. 利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

#### (健康管理等)

第20条 衛生管理には常に万全の配慮を怠ることなく、疾病予防、衛生的な環境保持のため、別に定める衛生管理規定に従い消毒、検便、健康診断、予防接種実施等の事柄を実施し記録し、また健康管理は直接的な医療のみに依存することなく、環境の整備、適切な体力増進の指導に努めることとする。

2. 事業所は、利用者について、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行うこととする。

#### (衛生管理及び感染症対策)

第21条 感染症に留意して支援にあたる。

2. 感染症または食中毒が発生し、まん延しないように次の措置を講ずることとする。
  - (1) 医師及び看護師の指示のもと、適切な対応と関係機関への連絡を行い。感染が広がらないように万全の処置を講ずることとする。
  - (2) 每月1回、感染症対策委員会を開くとともにその結果を支援員その他の職員に内容を周知させることとする。
  - (3) 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の研修を定期的に実施し訓練をおこなうこととする。

#### (非常災害対策)

第22条 事業所は、消化設備、その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てる。

- (1) 宿直者は、美吉野園内外の戸締り、特に火気について注意し、2回以上巡視する。

宿直に関する規定は別に定める。

(2) 施設、設備の管理

業者と委託契約を交わし、年間を通じ故障、事故の発生を未然に防止し、利用者の生命あるいは設備の保全に危険を及ぼすことのないよう万全の配慮を行う

(3) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知させる。

(協力病院)

第23条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために、協力病院を定める。

医療機関の名称	美吉野園診療所
所在地	奈良県吉野郡大淀町下渕 629 番地
診療科	内科・精神科・整形外科

医療機関の名称	南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター
所在地	奈良県吉野郡大淀町福神 8 番 1
診療科	内科・小児科・精神科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・産婦人科・リハビリテーション科

医療機関の名称	弘仁会 南和病院
所在地	奈良県吉野郡大淀町福神 1-181
診療科	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科

医療機関の名称	社会福祉法人恩賜財団 済生会御所病院
所在地	奈良県御所市大字三室 20
診療科	内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・泌尿器科・婦人科・皮膚科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科

2. 事業所は、協力歯科医療機関を定める。

医療機関の名称	中辻歯科医院
所在地	奈良県橿原市久米町 596-2

(秘密の保持)

第24条 事業所のいかなる職員も正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族などの秘密を漏らしてはならないこととする。

2. 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講ずることとする。

3. 個人情報の管理規定を遵守し個人情報の安全管理について法人・事業所内部の責任体制を確保するための仕組みを整備し、個人情報を取り扱う法人として適正な取り扱いを確保するために法的義務を課し、個人情報がみだりに利用・提供されることや不注意な取り扱いによる漏洩、毀損の防止に努めることとする。
4. 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託元と委託先のそれぞれの責任等実効的な監督体制を確保することとする。

(苦情処理)

第25条 事業所は、提供した介護サービスに対する利用者からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずるものとする。

(差別解消について)

第26条 「障害者差別解消法」(平成28年4月1日施行)に基づき、事業者が障害者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めます。尚、事業者が講すべき対応指針については、「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとします。

(虐待防止)

第27条 虐待防止に関する責任者の設置、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知、防止の為の指針を整備し措置を講じます。

(地域との連携)

第28条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ることとする。

2. 事業所は、その運営に当たっては、その措置に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力することとする。

(認知症介護)

第29条 全ての職員に対し、認知症介護に係る基本的な研修を実施します。

(ハラスメント対策の強化)

第30条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、就業環境が害されることを防止する為の必要な措置を講じます。

(業務継続に向けた取組の強化)

第31条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

- 2 消防計画及び災害時における事業継続計画（BCP）に基づき、感染症や非常災害発生時に必要な措置を講じます。
- 3 計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練（シミュレーション）を定期的に実施します。
- 4 計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行います。

(委任)

第32条 この規程に定める事項の他、運営に関する必要な事項は社会福祉法人総合施設美吉野園理事長の承認を得て、施設長がこれを行うこととする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施工する。